

○飯塚市大学支援補助金交付要綱

平成 20 年 12 月 9 日

飯塚市告示第 225 号

改正 H22-57、H24-175

(趣旨)

第 1 条 大学を活かしたまちづくりを推進することにより、大学の本市への定着を図り、もって地域経済の活性化を促進するため、市内に設置された大学が自らの特色又は個性を一層明確にし、地域の発展と産業の振興に寄与することを目的に行う活動等について補助金を交付するものとし、その交付に関しては、飯塚市補助金等交付規則(平成 18 年飯塚市規則第 54 号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において「大学」とは、学校法人等が設置する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する大学及び短期大学をいう。

(H22-57、H24-175 全改)

(補助の対象者)

第 3 条 対象者は、市内に設置された大学とする。

(H22-57、H24-175 全改)

(補助の対象期間)

第 4 条 補助金の対象となる事業の実施期間は、補助金の申請の属する年度内とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、第 7 条に規定する経費の全額又は一部とし、予算の範囲内で市長が定める。

(H22-57、H24-175 一改)

2 補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の対象事業)

第 6 条 補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げるもののうち、市長が認めるものとする。

- (1) オリジナリティがあり魅力ある研究活動
- (2) 人材を育成するために行う教育活動
- (3) 地域との連携を図るために行う地域貢献活動
- (4) 前 3 号に掲げる活動を着実に実施するための環境整備

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

(1) 政治的又は宗教的活動を目的とする事業

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

(補助の対象経費)

第7条 補助金の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第8条 補助金の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添付した交付申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 事業の内容が記載されている書類

(2) 事業費の積算の参考となる見積書等の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(H22-57 一改・追加、H24-175 一改・繰上)

(補助事業の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするときは、事前に市と協議し、補助事業変更承認申請書により市長の承認を受けなければならない。

(補助事業の中止等)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに補助事業中止(廃止)承認申請書を市長に提出しなければならない。

(補助事業の成果)

第11条 補助事業の成果については、補助事業者に帰属するものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助の申請に係る申請書等の様式その他の補助に必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則(平成22年3月16日 告示第57号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月1日 告示第175号)

この告示は、平成24年5月1日から施行する。

別表(第 7 条関係)

経 費 区 分	内 訳
謝 金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金
旅 費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費
研究開発事業費	原材料費、機械装置・工具器具費、工業所有権の導入に関する経費、外注費、技術コンサルタント料
総 務 費	会議費、会場借料、会場設営費、印刷製本費、資料購入費、出品料、機器等借料、広告宣伝費、通信運搬費、 調査研究費、消耗品費、補助職員手当
委 託 費	研究開発事業費の一部又は会場の設営等を委託する経費
そ の 他	市長が特に必要と認める経費